

令和7年7月18日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、パナソニック株式会社（大阪府門真市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者   | 住所               |
|------------|------------------|
| パナソニック株式会社 | 大阪府門真市大字門真1006番地 |

### 2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から令和7年8月17日まで（1か月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和7年1月31日、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして関東地方整備局長から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件  | 期間                       |
|---|--------------------------|
| （建設業法違反行為）<br>13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から<br>1か月以上9か月以内 |

令和7年7月18日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、パナソニック産機システムズ株式会社（東京都墨田区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者          | 住所              |
|-------------------|-----------------|
| パナソニック産機システムズ株式会社 | 東京都墨田区押上1丁目1番2号 |

### 2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から令和7年9月17日まで（2か月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止2日間）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして関東地方整備局長から監督処分（営業停止）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件  | 期間                   |
|---|----------------------|
| (建設業法違反行為)<br>13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

令和7年7月18日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、パナソニック関東設備株式会社（群馬県前橋市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者       | 住所               |
|----------------|------------------|
| パナソニック関東設備株式会社 | 群馬県前橋市古市町1-50-14 |

### 2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から令和7年9月17日まで（2か月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止2日間）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして関東地方整備局長から監督処分（営業停止）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件  | 期間                   |
|---|----------------------|
| (建設業法違反行為)<br>13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

令和7年7月18日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、パナソニックマーケティングジャパン株式会社（大阪府大阪市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者              | 住所                  |
|-----------------------|---------------------|
| パナソニックマーケティングジャパン株式会社 | 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 |

### 2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から令和7年10月17日まで（3か月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止2日間）を受けた。

また同日、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして関東地方整備局長から監督処分（営業停止及び指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件  | 期間                   |
|---|----------------------|
| (建設業法違反行為)<br>13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

令和7年7月18日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、パナソニック環境エンジニアリング株式会社（大阪府吹田市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者             | 住所               |
|----------------------|------------------|
| パナソニック環境エンジニアリング株式会社 | 大阪府吹田市垂水町3-28-33 |

### 2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から令和7年10月17日まで（3か月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、近畿地方整備局長より監督処分（営業停止2日間）を受けた。

また同日、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、近畿地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして近畿地方整備局長から監督処分（営業停止及び指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件  | 期間                   |
|---|----------------------|
| （建設業法違反行為）<br>13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |

令和7年7月18日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、パナソニックEWエンジニアリング株式会社（大阪府大阪市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者             | 住所                |
|----------------------|-------------------|
| パナソニックEWエンジニアリング株式会社 | 大阪府大阪市中央区城見2-1-61 |

### 2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から令和7年8月17日まで（1か月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和7年1月31日、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、近畿地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして近畿地方整備局長から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件  | 期間                   |
|---|----------------------|
| (建設業法違反行為)<br>13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |